第８　粉末消火設備

1　機器点検

点検項目			点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
蓄圧式粉末消火剤貯蔵容器等	消火剤貯蔵容器	周囲の状況	目視及び棒状温度計(JIS 規格品)により確認する。	ア　防護区画以外で防護区画を通らないで出入りできる場所であること。 イ　湿度が著しく高くなく、周囲温度は 40℃以下であること。 ウ　直射日光、雨水等の影響を受けるおそれがないこと。 エ　設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。
		外形	目視により確認する。	ア　貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ　容器本体は、取付枠又は架台に容器押さえ等により、確実に固定されていること。 ウ　容器は規定の本数が設置されており、容器の番号は維持台帳の番号と一致していること。
		表示及び標識	目視により確認する。	ア　貯蔵容器の設置場所には、「粉末消火剤貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　高圧ガス保安法により、高圧ガス貯蔵所(高圧ガス 300 ㎥)に該当するものにあっては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。
	消火剤量		次の方法により確認する。 (1)　容器弁に装着されている容器弁開放装置、連結管、操作管及び容器押さえを取り外す。 (2)　秤の上に乗せ計量する。 (3)　消火剤量は測定値から、容器弁(サイフォン管)及び容器の質量を差し引いた値となる。	ア　所定の消火薬剤が規定量以上貯蔵されていること。 イ　異物の混入、変質、固化等がなく、かつ、手で握ってケーキングしても床上 50 ㎝の高さから落下させた場合、砕けること。 ※　温度 40℃以上、湿度 60%を超える場合は、点検を見合わせること。
	容器弁		目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定合格証が貼付されていること。
	容器弁開放装置	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ　容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 エ　手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部に著しい錆がないこと。 オ　安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。
		電気式の容器弁開放装置	(1)　容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2)　手動式起動装置等を操作して電気的作動の状況を確認する。 (3)　安全ピン又はコックピン等を抜き取り手動で操作して確認する。 (4)　端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ　規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ　復元作動は正常であること。 ※　手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。

			(5)　作業後の復元は、通電の遮断又は復旧操作により確認する。	
		ガス圧式の容器弁開放装置	(1)　容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2)　手動操作の機能を有するものにあっては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。 (3)　ガス圧のみで作動するものにあっては、破開針部又はカッター等を手で引っぱり確認する。	ア　ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　作動及び復元作動は正常であること。
	指示圧力計		目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指針が緑色範囲内にあること。 ※　指針がゼロ点の位置にある場合は、消火剤の点検を行うこと。
	バルブ類		目視及び手で操作することにより確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。
	連結管及び集合管		目視及びスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がないこと。 イ　確実に接続されていること。
加圧式粉末消化剤貯蔵容器等	消化剤貯蔵タンク	周囲の状況	目視及び棒状温度計(JIS 規格品)により確認する。	ア　防護区画以外で防護区画を通らないで出入りできる場所であること。 イ　湿度が著しく高くなく、周囲温度は 40℃以下であること。 ウ　直射日光、雨水等の影響を受けるおそれがないこと。 エ　設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。
		外形	目視により確認する。	ア　貯蔵タンク、各種計器等は変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ　容器本体は取付枠に確実に固定されていること。
		表示及び標識	目視により確認する。	ア　貯蔵容器の設置場所には、「粉末消火剤貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　高圧ガス保安法により、高圧ガス貯蔵所(高圧ガス 300 ㎥)に該当するものにあっては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。
		安全装置	目視により確認する。	放出口のつまり、損傷等がないこと。
	消火剤量		目視又は秤を用いて確認する。	所定の消火剤が規定量以上貯蔵されていること。
	放出弁		(1)　目視及びスパナ等により確認する。 (2)　開閉機能を試験用ガスを用いて確認する。 (3)　試験用ガスを用いて操作管接続部分から加圧し、ガス漏れの有無を確認する。	ア　変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。 イ　開閉機能が正常であること。 ウ　ガス漏れがないこと。
	放出弁開放装置	外形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落等がないこと。

		電気式の放出弁開放装置	(1)　放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2)　手動式起動装置等を操作して電気的作動の状態を確認する。 (3)　安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して確認する。 (4)　端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5)　作動後の復元は、通電を遮断又は復旧操作により確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ　規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ　作動及び復元作動は正常であること。 ※　手動式起電装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。
		ガス圧式の放出弁開放装置	(1)　放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2)　手動操作の機能を有するものにあっては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。 (3)　ガス圧のみで作動するものにあっては、破開針部又はカッター等を引っぱり確認する。	ア　ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　作動及び復元作動は正常であること。
	バ　ル　ブ　類		目視及び手で操作することにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ※　点検終了後は、元の開閉状態に復元させておくこと。
加圧用ガス容器等	加圧用ガス容器	周囲の状況	目視及び棒状温度計(JIS 規格品)により確認する。	ア　防護区画以外で防護区画を通らないで出入りできる場所であること。 イ　湿度が著しく高くなく、周囲の温度は 40℃以下であること。 ウ　直射日光、雨水等の影響を受けるおそれがないこと。 エ　設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。
		外　形	目視により確認する。	ア　貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ　容器本体は取付枠又は架台に容器押さえ等により、確実に固定されていること。 ウ　容器は規定の本数が設置され、容器の番号は維持台帳の番号と一致していること。
		表　示	目視により確認する。	ア　貯蔵容器の設置場所には、「窒素ガス貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　高圧ガス保安法により、高圧ガス貯蔵所(高圧ガス 300 ㎥)に該当するものにあっては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること
		ガ　ス　量	次の手順により確認する。 (1)　窒素ガスを用いるもの ①　圧力調整器のあるものにあっては二次側に取り付けられている点検コック等を閉鎖して、容器弁を手動操作又は容器開放装置を電気又はガス圧	ア　窒素ガスを用いるものにあっては、消火剤 1 kgにつき温度 35℃で 0MPa の状態に換算した体積が 40ℓ以上であること。 イ　二酸化炭素を用いるものにあっては、消火剤 1 kgにつき 20g 以上であること。

				により作動させて開放し、圧力調整器の一次側圧力計の指針を読み取る。 ② 封板式のものにあっては、重量測定又は検圧治具を用いて圧力を測定する。 (2) 二酸化炭素を用いるもの ① スパナ、レンチ等により連結管、固定用押さえ等を取り外し、加圧用ガス容器を取り出す。 ② 容器ごと計量器にのせ総重量を計る。 ③ 総重量から容器重量及び開放装置の重量を引く。	
		容器弁		目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定合格証が貼付されていること。
		容器弁開放装置	外形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ 手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部の著しい錆がないこと。 エ 容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 オ 安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。
			電気式の容器弁開放装置	(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動式起動装置等を操作して電気的作動の状況を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜き取り手動で操作して確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5) 作動後の復元は、通電を遮断又は復旧操作により確認する。	ア 破開針又はカッターに変形、損傷等がないこと。 イ 端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ 規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ 復元作動は正常であること。 ※ 手動起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行う。
			ガス圧式の容器弁開放装置	(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動操作の機能を有するものにあっては、安全ピン等を抜き取り手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元動作の状況を確認する。 (3) ガス圧のみで作動するものにあっては、破開針部又はカッター等を手で引っぱり確認する。 (4) バルブ開放式の場合は、手動によりバルブを開閉して確認する。	ア ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ 作動及び復元作動は正常であること。

	圧力調整器	目視及び次の操作により確認する。 圧力調整器の二次側に取り付けられている点検コック又はこれにかわる弁を閉止し、容器弁を手動操作又は容器弁開放装置をガス圧又は電気により作動させて開放し、圧力計の指度及び指針の作動を確認する。	ア　変形、損傷、脱落、ガス漏れ等がなく、容器弁等に確実に固定されていること。 イ　一次側圧力計の指針が円滑で所定圧力を示すこと。 ウ　二次側圧力計の指針が円滑で設定圧力値を示し機能が正常であること。
	連結管及び集合管	目視及びスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。
	定圧作動装置	目視及び次の手順により確認する。 (1)　封板方式 封板の変形等を目視により確認する。 (2)　スプリング方式 ①　試験用ガス(窒素又は空気(以下同じ))容器に圧力調整器を接続したものと定圧作動弁を銅管で接続する。 ②　試験用ガス容器のバルブを開く。 ③　圧力調整器の調整ハンドルを回して調整圧力 0MPa から少しずつ上昇させて遊動子を作動させる。 (3)　圧力スイッチ方式 ①　試験用ガス容器に圧力調整器を接続したものと定圧作動弁を銅管で接続する。 ②　試験用ガス容器のバルブを開く。 ③　圧力調整器の調整ハンドルを回して調整圧力 0MPa から少しずつ上昇させて接点が閉じたときの圧力値を読み取る。 (4)　機械的方式 ①　試験用ガス容器に圧力調整器を接続したものと定圧作動弁を銅管で接続する。 ②　試験用ガス容器のバルブを開く。 ③　圧力調整器の調整ハンドルを回して調整圧力 0MPa から少しずつ上昇させてバルブロックが解除する圧力値を読み取る。 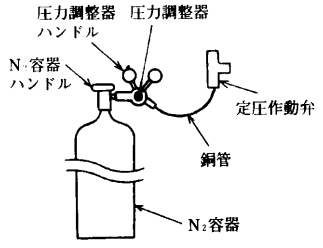 第 8-2 図	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　封板方式にあっては、変形、損傷等がないこと。 ウ　スプリング方式にあっては、設定圧力値どおり遊動子が作動すること。 エ　圧力スイッチ方式にあっては、設定圧力値どおり接点が閉じること。 オ　機械的方式にあっては、設定圧力値どおりバルブロックが解除すること。 カ　時限リレー方式にあっては、設定時間どおり作動すること。 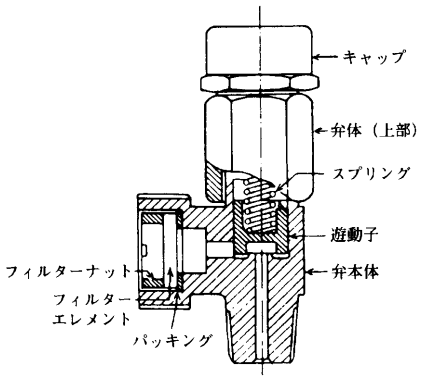 第 8-1 図　定圧作動装置(スプリング方式)の例

			(5)　限時リレー方式 　　手動によりタイマーを作動させてその時間を測定する。	
起動用ガス容器等	起動用ガス容器	外　　形	目視等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、塗装のはく離等がなく、収納箱及び容器が確実に固定されていること。 イ　容器収納箱に設けられているものにあっては、扉の開閉が容易にできること。
		表　　示	目視等により確認する。	ア　損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　収納箱の表面には、当該防護区画名又は防護対象物名及び取扱い方法を明記した説明板が適正に設けられていること。
	ガ　　ス　　量		次の手順により確認する。 (1)　容器弁に装着している容器弁開放装置、操作管等を取り外し、容器収容箱から取り出す。 (2)　適切な秤量及び精度をもつバネ秤又は秤量計を用いて起動用ガス容器の重量を測定する。 (3)　容器に取り付けの銘板又は刻印質量または質量票に記載の質量と比較する。	二酸化炭素の量は、記載重量と計量重量の差が充てん量の 10%以内であること。 ※(ア)　結果は重量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録しておくこと。 (イ)　二酸化炭素の充てん比は、1.5 以上であること。
	容　　器　　弁		目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定合格証が貼付されていること。
	容器弁開放装置	外　　形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ　手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部の著しい錆がないこと。 エ　容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 オ　安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。
		電気式の容器弁開放装置	容器弁開放装置を取り外し、操作電圧の印加及び手動操作により確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ　所定の電圧により円滑に作動し、また、手動操作が確実に行えること。 エ　通電を遮断したとき又は復旧操作をしたとき正常に復元すること。 ※　手動式起電装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。
		手動式の容器弁開放装置	容器弁開放装置を取り外し(ハンドル等の操作により直接手動開放する方式の弁を除く。)目視及び手動操作等により確認する。	ア　ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　手動操作部の安全ピン及び封印が迅速に離脱できること。 ウ　作動が確実であること。
選択弁	本　　体	外　　形	目視及び接続部の状況をスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。 イ　防護区画以外の場所に設けられていること。
		表　　示	目視により確認する。	ア　損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　直近に選択弁である旨及び当該防護区画名又は防護対象物名並びにその取扱方法を記載した標識、説明板等が適正に設けられていること。
		機　　能	目視及び手動操作等により確認する。	開閉機能が正常であること。

	開放装置	外　　形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がなく、選択弁に確実に取り付けられていること。 イ　手動操作部には、カバー、ロックピン等が装着され、封印が施されていること。
		電気式の開放装置	(1)　端子部分のカバーを外し端末処理、結線接続等の状況を確認する。 (2)　当該選択弁に対応する起動装置等を操作して開放装置を作動させ確認する。	ア　端子盤で接続しているものにあっては端子ネジ部の緩み、端子カバーの脱落等がないこと。また、リード線は損傷及び切断がないこと。 イ　電気操作、手動操作のいずれも作動が確実であること。 ウ　弁の「開」状態を示す機構を有するものにあっては押さえレバー等のロックが確実に外れること。 ※　貯蔵容器の電気式開放装置と連動しているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。
		ガス圧式の開放装置	(1)　開放装置使用機器の圧力に即した試験用ガスを用い、開放装置の操作管接続部分から加圧して確認する。 (2)　加圧源を取り除いたとき選択弁はスプリングの作動又は押さえレバー等を操作して復帰の状態を確認する。	ア　ピストンロッド等の変形、損傷等がなく、作動が確実であること。 イ　弁の「開」状態を示す機構を有するもののうち、確認ピンにあっては突出していること。 ウ　押さえレバー等にあってはロックが確実に外れること。 ※　加圧試験の際、操作管が貯蔵容器開放装置に接続されているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。
操作管及び逆止弁	外　　形		目視及びスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。 イ　逆止弁の取付位置、方向及び操作管の接続経路が設置図面どおり適正に設けられていること。
	機　　能		操作管から逆止弁を取り外して、試験用ガスにより確認する。	逆止弁の機能が正常であること。
起動装置	手動式起動装置	周囲の状況	目視により確認する。	ア　操作箱の周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ　当該防護区画内を見とおすことができる防護区画の出入口付近等で、操作した者が容易に退避できる場所に設置されていること。
		操 作 箱	目視及び扉を開閉操作して確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　確実に固定されており、扉の開閉が容易にできること。 ウ　赤色の塗装のはく離、汚損等がないこと。 エ　警報装置のスイッチとインターロックする前面の扉には、封印が施されていること。
		表　　示	目視により確認する。	ア　損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　起動装置の直近の見やすい箇所に「手動式起動装置」の表示が適正にされていること。 ウ　起動装置又はその直近に防護区画名又は防護対象物名及び取扱方法、保安上の注意事項等の表示が適正にされていること。 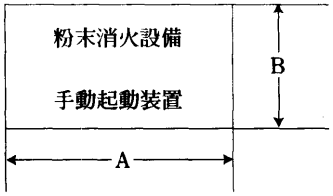 (a)　寸法　A:300 ㎜以上 B:100 ㎜以上 (b)　生地は赤色であること。 (c)　文字は白色であること。 第 8-3 図

		電源表示灯	目視により確認する。	正常に点灯しており、その表示が防護区画名若しくは防護対象物名又は白色表示となっていること。
		音響警報起動スイッチ	目視及び操作箱の扉を開く等して確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み、脱落、リード線の損傷、断線等がないこと。 イ　操作箱の扉を開いたときに当該系統の警報装置が正常に鳴動すること。 ※　警報用スイッチが操作箱の前面扉とインターロックされていないものは、警報用押しボタンの操作等で警報装置が鳴動すること。
		放出用スイッチ及び非常停止用スイッチ	(1)　貯蔵容器用又は起動用ガス容器用の容器弁開放装置を容器弁から取り外した後操作箱の扉を開き、目視により確認する。 (2)　操作箱の放出起動用スイッチ等を操作して確認する。 (3)　上記試験を再度行い遅延装置の時限範囲内で、非常停止用スイッチ又は非常停止装置を操作して確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み、脱落等がないこと。 イ　非常停止が確実に行えること。 ウ　放出用スイッチ等を操作すると遅延装置が作動し、電気式容器弁開放装置が正常に作動すること。 エ　放出用スイッチ等は警報操作を行った後でなければ操作できないこと。
		表 示 灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯又は点滅すること。 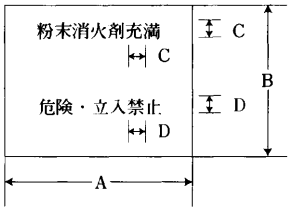 (a)　寸法　A:280 ㎜以上 B:80 ㎜以上 C:約 35 ㎜ D:約 20 ㎜ (b)　常時は生地、文字とも白色であること。 (c)　点灯時は生地が白色、文字が赤色で表示すること。 (d)　本体の色調は赤色であること。 第 8-4 図
		保護カバー	目視により確認する。	有機ガラス等による保護措置に変形、損傷、脱落等がないこと。
	自動式起動装置	火災感知装置	自動火災報知設備の点検の要領に準じて確認する。	自動火災報知設備の機器点検の点検要領判定方法に準じて判定すること。 ※　受信機又は専用の制御盤にある自動･手動切替装置は、必ず「手動」側にすること。
		自動・手動切替装置	(1)　目視により確認する。 (2)　貯蔵容器用又は起動用ガス容器用の容器弁開放装置を容器弁からすべて取り外し、次により確認する。 ①　「自動」の場合、切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。 ②「手動」の場合、切替装置を「手動」側に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　切替位置及び切替機能が正常であること。 ウ　自動･手動及び取扱方法の表示に汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。 エ　点検の防護区画又は防護対象物の系統に誤りがなく、次の機能が正常であること。 (ア)　「自動」の場合 a　警報装置の作動 b　火災表示灯の点灯 c　遅延装置の作動 d　換気装置等の停止 e　容器弁開放装置の作動

			③　防護区画又は防護対象物ごとに前①及び②による機能を確認する。	（イ）「手動」の場合 a　警報装置の鳴動 b　火災表示灯の点灯 ※(ア)　点検は警報装置、制御装置等の機能点検を兼ねて行うこと。 （イ）　装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
		自動・手動切替表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
警報装置	外形		目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　警報装置に適した標識が必要な場所に設けられており、標識の損傷、脱落、汚損等がないこと。 ウ　常時人のいない防火対象物又は局所放出方式以外は、音声による警報装置であること。 ①　警報装置が音声の場合 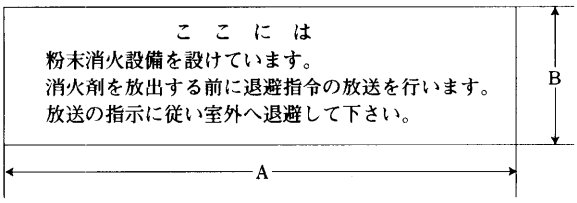 (a)　寸法　A:480 ㎜以上　B:270 ㎜以上 (b)　生地は黄色、文字は黒色であること。 (c)　字体は丸ゴシック体であること。 (d)　1 文字 25 ㎟以上 ②　警報装置がサイレン、ベル等の場合 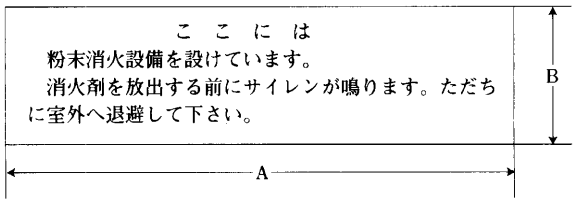 (a)　寸法、生地、文字、字体等は①に同じ。 (b)　音響警報装置がベルのときは、文中の「サイレン」を「ベル」と書き替えるものとする。 第 8-5 図

	音響警報	(1) 感知器又は手動式起動装置の警報操作を行い確認する。 (2) 音圧は騒音計(A 特性)により確認する。	ア 正常に鳴動し、音圧は警報装置より約 1m 離れた位置で 90dB 以上あること。 イ 警報系統に誤りがないこと。
	音声警報	音響警報と同じ要領で2回以上行うことにより確認する。	ア 正常に鳴動し、音圧はスピーカより約 1m 離れた位置で 92dB 以上あること。 イ 警報系統に誤りがないこと。 ウ 起動したとき音声警報は、必ずサイレン音等の注意音が発せられ、次に退避を呼びかける音声内容となっていること。
制御盤	周囲の状況	適正であることを確認する。	火災による被害を受けるおそれの少ない位置に設置され、周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表示	目視により確認する。	ア スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ 銘板等がはがれていないこと。
	電圧計	目視及び電圧計により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 指示値が所定の範囲内であること。 ウ 電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
	開閉器及びスイッチ類	ドライバー等及び開閉操作することにより確認する。	ア 変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	ヒューズ類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	継電器	目視及びスイッチ等の操作により継電器を作動させ機能を確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。
	表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯又は点滅すること。
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	接地	目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等の損傷がないこと。
	遅延装置	遅延装置の作動時限は手動式起動装置の点検方法により行い、放出起動用押しボタン操作後、容器弁開放装置の作動までの時間を確認する。	作動時限は 20 秒以上で、設計時の設定値の範囲内であること。 ※ 装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	自動・手動切替機能	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	切替操作が確実に行えること。
	予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
配管等	管及び管継手	目視により確認する。	ア 損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	支持金具及びつり金具	目視及び手で触れることにより確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
配管の安全装置等	安全装置	目視により確認する。	変形、損傷、緩み、放出口のつまり等がないこと。
	破壊板	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、腐食等がないこと。

放出表示灯			(1) 目視により確認する。 (2) 圧力スイッチ等を手動で作動させるか、又は制御盤内の表示回路の端子を短絡させるなどにより確認する。	ア 設置場所が適正であり、変形、損傷、脱落、著しい腐食、不鮮明な文字部分等がないこと。 イ 正常に点灯又は点滅すること。
噴射ヘッド	外形		目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。 イ 防護区画の全域に拡散又は防護対象物を覆うように取り付けられており、取付け角度の著しい偏向等がないこと。
	放射障害		目視により確認する。	周囲に放射の障害となるものがないこと。
防護区画	区画変更等		目視及び設計図書と照合して確認する。	ア 階高の3分の2以下の位置にある開口部で、消火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上の危険のあるものは自動閉鎖装置付となっていること。 イ 自動閉鎖装置を設けない開口部(換気ダクト等を含む。)にあっては、防護容積と開口面積の比率を算出し、法に定められた範囲内であって、消火剤の量が十分であること。 ウ 増･改築、模様替え等による防護区画の容積及び開口部等の増減がないこと。 エ 局所放出方式にあっては、防護対象物の形状、数量、位置等変更がないこと。
	開口部の自動閉鎖装置	外形	目視及び手動により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 取付けが完全で開閉が円滑かつ確実に行えること。 ウ 扉はストッパー、障害物等がなく、電気式又はガス圧式の自動閉鎖装置を除き、常時閉鎖の状態にあること。
		電気で作動するもの	手動式起動装置を操作して確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み等がないこと。 イ 確実に作動し、遅延装置の作動制限の範囲内で閉鎖状態となること。 ウ 出入口に設けてあるシャッタ等で、他に退避できる別の出入口等がないものにあっては、放出用押しボタン操作後、20 秒以上で設計時の設定値の範囲内で閉鎖完了する遅延装置等が設けられ、かつ、シャッター閉鎖後に消火剤が放出される構造となっていること。 ※ 手動式起動装置を操作するときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
		ガス圧で作動するもの	試験用ガスを用い、自動閉鎖装置に通ずる操作管に接続し、確認する。なお、試験用ガスに窒素ガス又は空気を用いるときは、噴射ヘッドの規定の放射圧力以上で加圧すること。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 操作管及び自動閉鎖装置等からガス漏れがないこと。 ウ 自動閉鎖装置の復帰が、加圧時の圧力を抜くことにより自動的に行われるものにあっては、復帰が確実に行われること。
非常電源(内蔵型のものに限る。)	外形		目視により確認する。	ア 変形、損傷、腐食、き裂等がないこと。 イ 設置位置は換気、通風がよく、塵埃、腐食性ガスの滞留、著しい温度変化等がないこと。 ウ 電槽支持が堅ろうであること。 エ 電解液の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
	表示		目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定合格証が貼付されていること。
	端子電圧		(1) 充電回路の蓄電池への端子電圧を充電状態において、電圧計により確認する。	ア 充電装置の指示範囲内であること。 イ 電池試験用スイッチを約 3 秒間操作して電圧計が安定したときの容量が、規定指示値の範囲内であること。

		(2) 電池試験用スイッチを操作して、容量を電圧計により確認する。	
	切替装置	常用電源を遮断し、電圧計又は電源監視用表示灯により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
	充電装置	(1) 変圧器、整流器等の機能を回路計等により確認する。 (2) 専用回路となっているかを開閉器の開閉操作により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、変圧器、整流器等からの異常音、異臭、異常な発熱等がないこと。 イ 電流計又は電圧計が規定値を指示していること。 ウ 充電電源監視灯のあるものは、点灯していること。 エ 開閉器の操作により、他の負荷が点灯等されないこと。 オ 過電流遮断器は、操作装置等に適応する容量のものであること。
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、焼損、断線、端子の緩み等がないこと。
ホース、ホースリール、ノズル及びノズル開閉弁	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	格納箱	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 扉の開閉が容易にできること。 ウ 貯蔵容器は、取付枠等に確実に固定されていること。
	ホース	ホースをリールから引き出して、目視及び巻尺により確認する。	ア 変形、損傷、老化、接続部の緩み等がないこと。 イ ホースリールの根元からホーン(ノズル)先端までの長さは、設置時の状態となっていること。
	ホースリール	目視及び手で操作することにより確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ ホースの引出し、格納(巻戻し)が円滑に行えること。
	ノズル	目視及び手で触れる等して確認する。	ア 著しい腐食、つまり等がないこと。 イ 握り部分の危害防止のために木製、合成樹脂製であるか又は把手等が設けてあり、破損、脱落等がないこと。
	ノズル開閉弁	目視及び手で操作することにより確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 開閉操作は容易で円滑に行えること。 ※ 開閉弁は常時「閉」の状態であること。
表示灯及び標識(移動式に限る。)		目視により確認する。	ア 設置位置が適正であること。 イ 表示灯は、変形、損傷等がなく、正常に点灯していること。 ウ 移動式の粉末消火設備である旨の標識に損傷、脱落、汚損等がなく、適正に取り付けられていること。 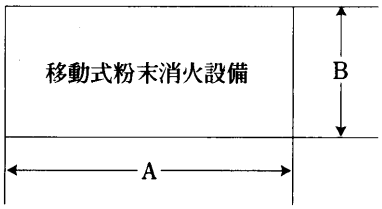 (a) 寸法 A:300 ㎜以上 B:100 ㎜以上 (b) 生地は赤色であること。 (c) 文字は白色であること。 第 8-6 図

耐震措置	目視及びスパナ等により確認する。	ア　可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。 ウ　壁又は床部分の貫通部分の間隙、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。

2　総合点検

点検項目			点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
全域放出方式及び局所放出方式	全域放出方式	警報装置	非常電源に切り替えた状態で次により確認する。また、放射区域が2以上あるものにあっては、点検の都度、同一区域への繰返しではなく、放射区域を順次変えて確認する。 (1)　加圧式 ①　放射に用いる試験用ガスの量は、点検を行う放射区域の必要消火剤量を放射するのに要する加圧用ガスの 10%(端数切上げ本数とする。)以上で、設置されている加圧用ガス容器を用いる。 ②　点検時には次のものを用意する。 a　点検後、加圧用ガスの再充てん期間の代替設置に用いる加圧用ガス容器を、放射加圧用ガス容器と同一仕様のものを必要本数用意する。 b　起動用ガス容器を用いる設備にあっては、①と同様に必要数用意する。 c　集合管部、容器弁部及び操作管部の密栓に用いるキャップ又はプラグを必要数用意する。 ③　点検に先立ち貯蔵タンク等及び加圧用ガス容器を次により準備する。 a　制御盤等の設備電源を一時的に遮断する。 b　放射加圧用ガス容器以外のものは、連結管を取り外し集合管部をキャップ等で密栓するか、又は容器弁開放装置を取り外し容器弁部を密栓する。 c　操作管にあっては放射用以外の部分を密栓する。 d　貯蔵タンクに設けられるクリーニング操作用の弁のみ「開」とする。 e　貯蔵タンク及び加圧用ガス容器以外は通常の設備状況であるかどうかを確認する。	ア　警報装置が確実に鳴動すること。 イ　遅延装置が確実に作動すること。 ウ　開口部等の自動閉鎖装置が正常に作動し、換気装置が確実に停止すること。 エ　起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。 オ　通気状態で配管からの試験用ガスの漏れがないこと。 カ　放出表示灯が確実に点灯又は点滅すること。 ※(ア)　点検終了後、点検時使用した加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器は、代替容器に取り替え、再充てんを行うこと。この場合、設置用加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器については、高圧ガス保安法に基づく容器の再検査を受け、これに合格したものに再充てんすること。 (イ)　放射区域は完全に薬剤が沈下し、かつ、換気するまでは中に入らないこと。 (ウ)　点検終了後は、すべて確実に元どおりにしておくこと。
		遅延装置		
		開口部の自動閉鎖装置等		
		起動装置及び選択弁		
		配管及び配管接続部		
		放出表示灯		
	局所放出方式	警報装置		ア　警報装置が確実に鳴動すること。 イ　起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。 ウ　通気状態で配管からの試験用ガスの漏れがないこと。 ※(ア)　点検終了後、点検時使用した加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器は、代替容器に取り替え、再充てんを行うこと。この場合、設置用加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器については、高圧ガス保安法に基づく容器の再検査を受け、これに合格したものに再充てんすること。 (イ)　放射区域は完全に薬剤が沈下し、かつ、換気するまでは中に入らないこと。 (ウ)　点検終了後は、すべて確実に元どおりにしておくこと。
		起動装置及び選択弁		
		配管及び配管接続部		

			f　制御盤等の設備電源を「入」にする。 ④　点検時の起動操作は次のいずれかにより行う。 a　手動式のものにあっては手動式起動装置を操作することにより起動させる。 b　自動式のものにあっては自動・手動切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器の作動により又は受信機若しくは制御盤の感知器回路の端子を短絡させることにより起動させる。 (2)　蓄圧式 ①　放射に用いる試験用ガスの量は、点検を行う放射区域に必要消火剤量を放射するのに要する蓄圧用ガスの 10%以上で、クリーニング用に設置されたものを用いて行う。 ②　点検時には次のものを用意する。 a　点検後、クリーニング用ガスの再充てん期間の代替設置に用いるクリーニング用ガス容器を、放射クリーニング用ガス容器と同一仕様のものを必要本数用意する。 b　起動用ガス容器を用いる設備にあっては、①と同様に必要数用意する。 c　容器弁部及び操作管部の密栓に用いるキャップ又はプラグを必要数用意する。 ③　点検に先立ち貯蔵容器等、起動装置及びクリーニング用ガス容器を次により準備する。 a　制御盤等の設備電源を一時的に遮断する。 b　貯蔵容器等の容器弁開放装置等を取り外し容器弁部を密栓する。 c　容器弁又は放出弁に至る操作管にあっては一時的に取り外し密栓する。 d　クリーニング用ガス容器をクリーニング回路の配管に接続する。 e　貯蔵容器等及び起動装置部以外は通常の設備状況であるかどうかを確認する。 f　制御盤等の設備電源を「入」にする。 ④　点検時の起動操作は、加圧式に準じて行う。	
移動式	ノズル開閉弁 ホース及びホース接続部		手動式起動操作部を起動させて、次により確認する。 (1)　試験用ガスによる放射は、ユニット 5 個以内ごとに任意のユニットで加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器 1 本の試験用ガスを放射して行う。	ア　指定の容器弁開放装置の作動、ホース引出し及びノズル開閉弁等に異常がなく、試験用ガスが正常に放射されること。 イ　ホース及びホース接続部からの試験用ガスの漏れがないこと。 ※(ア)　点検終了後、点検時使用した加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器は、代替容器に取り替え、再充てんを行うこと。この場合、設置用加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器については、高圧ガス保安法に基づく容器の再検査を受け、これに合格したものに再充てんすること。

		(2)　点検後、加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器の再充てんの期間の代替設置に用いる容器は、該当するそれぞれの容器と同一仕様のものを１本用意する。 (3)　放射に用いる加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器をクリーニング回路に接続する。 (4)　手でホースを全部引き出し、容器弁開放装置を手動操作する。 (5)　ノズル開閉弁を開放操作する。	（イ）　点検終了後は、すべて確実に復元しておくこと。